

第一回参議院決算委員会會議錄第二一號

付託事件

建設省の設置に關する陳情(第三十  
六號)

建設行政の地方移管に關する陳情  
(第四十號)

建設省の設置に關する陳情(第七十  
二號)

労働省設置法案(内閣送付)

昭和二十年年度歳入歳出總決算(内閣  
提出)

昭和二十年年度特別會計歳出決算(内  
閣提出)

昭和二十年年度歳入歳出決算検査報告  
(内閣提出)

建設省の設置に關する陳情(第八十  
三號)

建設省の設置に關する陳情(第八十  
六號)

建設省の設置に關する陳情(第九十  
三號)

建設省の設置に關する陳情(第三百  
三號)

昭和二十二年七月二十九日(火曜日)午  
前十時五十分開會

本日の會議に付した事件

分科擔當委員選定の件

審査方針に關する件

委員長(下條康實君) それでは只今  
より決算委員會を開會いたします。

最初に、前回の委員會で、分科を三  
分科設けまして、その御擔當者は委員  
長に御一任になりましたわけでありま  
すが、委員長は各委員の御希望を伺い  
まして、かように決定いたしました。

第一分科

田中 利勝 西山 龜七  
中川 幸平 竹中 七郎  
深川タマエ 小川 友三  
下條 康實 山崎 恒

第二分科

吉川末次郎 今泉 政喜  
谷口彌三郎 小野 哲  
新谷寅三郎 山下 義信  
千田 正 西田 天香

第三分科

岩崎正三郎 太田 敏兄  
北村 一男 田方 進  
平野善次郎 鈴木 憲一  
伊達源一郎 帆足 計  
西園寺公一

それで分科に主査、副主査を設けま  
すわけでありまして、主査は理事が兼  
任することに前回から決つておりま  
す。何分科にどなたがなるかという問  
題と、副主査の御選任をして戴きたい  
と思ひます。それは散會後、各分科を  
お開きの上、御選定を願ひたいと思  
ひます。

この際御報告申し上げたいと思ひま  
すが、専門員と書記のことでありま  
すが、前回委員長に御一任になつてお  
りますので、私の手許で銜衡いたしま  
して、各理事とも御相談申上げ、専門  
員のうち一名は、現在東京帝國大學經  
濟學部教授森莊三郎君に、この間まで  
經濟學部長をしておられましたその方  
が現職を辭めて、こちらに御就任願  
ひをいたしました。只今資格審査中  
であります。近く審議が終れば選任せら  
れることと思ひます。御本人も非常な  
熱意をもつて決算委員會の専門員に御  
就任になり、一生を捧げてこの決算並  
に行政機構の審査に當りたいというこ  
とであります。

第二分科

それからも一つは、書記の一人が  
選任ができました。これは日本大學の  
經濟學部の大學院に入つておりますも  
のであります。非常に優秀な學生で  
あります。今回こちらに来て貰ふこと  
になりました。吉原和孝君、これも審  
査が済みまして近く任命になること  
と思ひます。この段御報告申上げま  
す。

第三分科

この委員に付託せられた事件は、  
法律案としては労働省設置法案、歳入  
といたしまして昭和二十年年度歳入歳出  
總決算、並に同年度の各特別會計歳入  
歳出決算が付託せられております。こ  
の他に建設省設置に關する請願が、只  
今のところ合せて七件陳情書が付託に  
なつております。その外建設省設置に  
關する請願も出ておるようでありま  
す。

それから、決算の審査につきましては  
て、審査の方針というよりなものを決  
めてから、審査にかかつた方がいいの  
でないかと思ひます。これは前回お手  
許にお廻ししてある筈でございます  
が、それはこの委員會で審議を續けま  
しうか、或いは小委員にでも付託し  
たしまして、そこで慎重に御審議をし  
た上で改めてここで願ひようにいたし  
ますか、如何いたしませうか。

○小川友三君 審査方法は小委員會に  
よつて審査したいと思ひます。それか

第一分科

ら建設省問題ですが、これは財政金融  
委員會と合同委員會を開いて、兩委員  
會の緊密なる連絡の下にやつて行きた  
いと思ひます。

第二分科

○委員長(下條康實君) 決算の審議の  
方法、例えば決算議定細則というよう  
なものがある前あつたようですが、こ  
ういうように審査の方針を大體決めて  
置きまして、それに基いて審査に入る  
という意味において、かような案を作  
るために、小委員會を設けることに御  
異存ございませんか。

第三分科

○委員長(下條康實君) 小委員の設け  
方はどういふふうか……

○山下義信君 只今の小委員の員數、  
人名は委員長の御指名に御一任した  
と思ひますが、よろしくお願ひいたし  
ます。

○委員長(下條康實君) 小委員の員數  
並に氏名は委員長に御一任になつたも  
のとしてよろしくお願ひいたします。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(下條康實君) それでは員數  
は七名として、理事三名と、それから  
後で御選定になる副主査三名と、更に  
委員長を加えた七名としたと思ひま  
す。

(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(下條康實君) それから労働  
省設置法案につきまして、實は今日は  
衆議院の方でもこの問題の委員會がご  
ざいますので、關係大臣並に政府委員  
が御出席ができませんのでございま  
す。連絡のために労働基準局長が見えており

ますけれども、御専門でないようでご  
ざいますから、説明を伺うのは次回に  
譲りまして、取あえずこの労働省設置  
法案の取扱ひ方につきまして、一應皆  
さんと御懇談をしたいと思います。一應皆  
いかがでございませうか。

第二分科

(異議なしと呼ぶ者あり)

第三分科

○委員長(下條康實君) 速記を止めて  
戴きます。

第一分科

午前十一時四十一分速記開始

○委員長(下條康實君) それでは速記  
を初めて、労働省設置法案の付託を受  
けておられますが、この問題の取扱ひ  
方につきましていろいろ御意見もあろ  
うと思ひますから……

○山下義信君 先程懇談會がございま  
して、各委員からいろいろ腹藏のない  
御意見が出ましたのであります。誠に  
傾聴に値すべき御意見でございま  
して、この行政機構に關する問題につ  
きましては、あくまで本決算委員會が  
その任務とするところである、その建  
前を堅持しまして、但し行政機構に關  
します問題は、實に及ぼすところが  
廣汎で且つ非常に重要なことである  
から、本委員會といたしましても  
慎重審議をいたす上におきま  
して、他の常任委員會と適當なる連繫を  
保ち、要すれば他の關係常任委員會の  
意見を徴するということも大變結構で  
ある、併しながらごまかすまでも我が決算  
委員會が行政機構に關する主たる任務  
を有しておる、その立場はあくまで取

つて行かなければならない、且つ又この決算委員会がかかる重大なる任務を持つておられるという事は、實は一般にそこまで認識されていない情もある

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

○委員長(下條康啓君) それでは只今山下君小川君から御意見がありました

- 五 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に關する事項
- 六 經費及び收入の豫算、決算、會計及び會計の監査に關する事項
- 七 官有財産及び物品に關する事項
- 第五條 勞務局においては、左の事務を掌る。
  - 一 勞働組合法の施行に關する事項但し、勞働委員會が法律に基いてその職務に屬せしめられた事項を行ふことを妨げるものではない。
  - 二 勞働關係調整法の施行に關する事項但し、勞働委員會が法律に基いてその職務に屬せしめられた事項を行ふことを妨げるものではない。
  - 三 勞働に關する啓蒙宣傳に關する事項
  - 四 その他勞働に關する事項其他の所管に屬しないもの
- 第六條 勞働基準局においては、左の事務を掌る。
  - 一 賃金、勞働時間及び休息に關する事項
  - 二 産業安全に關する事項
  - 三 勞働衛生に關する事項
  - 四 勞働者災害補償及び勞働者災害補償保險に關する事項
  - 五 勞働能率の増進に關する事項
  - 六 勞働者の福利厚生に關する事項
  - 七 工場、鑛山その他の場所における勞働條件及び勞働者の保護に關する監督に關する事項
  - 八 その他勞働基準法の施行に關する事項

- する事項その他勞働條件及び勞働者の保護に關する事項其他の所管に屬しないもの
- 第七條 婦人少年局においては、左の事務を掌る。
  - 一 婦人及び少年勞働者に特殊の勞働條件及び保護に關する事項
  - 二 兒童の使用禁止に關する事項
  - 三 家族勞働問題及び家事使用人に關する事項
  - 四 その他婦人及び少年勞働者に特殊の勞働問題に關する事項
  - 五 勞働者の家族問題に關する事項但し、法律に基いて他省の所管に屬せしめられたものを除く。
  - 六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に關する事項但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所管に屬せしめられた事務を行ふことを妨げるものではない。
  - 第八條 職業安定局においては、左の事務を掌る。
    - 一 職業の紹介、指導及び補導その他勞務供給の調整に關する事項
    - 二 失業對策に關する事項
    - 三 失業保險及び失業手當に關する事項
    - 四 その他職業に關する事項
  - 第九條 勞働統計調査局においては、左の事項に關する事務を掌る。
    - 一 勞働組合、勞働爭議その他勞働問題に關する定期統計及び刊行
    - 二 勞働條件に關する定期統計及び刊行

- び刊行
  - 三 賃金、給料その他給與に關する定期統計及び刊行
  - 四 勞働者生計費に關する定期統計及び刊行
  - 五 職業に關する定期統計及び刊行
  - 六 内外勞働事情に關する資料の蒐集整理分析及び刊行
  - 七 勞働者の生活、給與及び雇用に關する經濟問題に關する調査及び刊行
  - 第十條 勞働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害豫防の調査研究及び工場事業場における災害豫防に關する技術者の養成訓練を掌らしめる。
  - 第十一條 勞働省の部局、機關及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。
  - 第十二條 船員の勞働に關する行政の重要事項について、勞働省の所管行政との連絡統一を圖るため、勞働省に、勞働省部内及び運輸兩省部内の關係官を以て組織する船員勞働連絡會議を置く。
  - 第十三條 船員勞働連絡會議について必要な事項は、勞働大臣が運輸大臣と協議して、これを定める。

- 第三條中「九局」を「六局」に改め、勞働基準局を削る。
- 第七條 削除
- 第七條ノ二及び第七條ノ三を削る。
- 第八條第一號中「國民健康保險及勞働者災害扶助責任保險」を「及國民健康保險」に改める。
- 第二十三條 削除
- 第十五條 勞働基準法の一部を次のように改正する。
- 第一百條ノ二 勞働省の婦人少年局長は、勞働大臣の指揮監督を受け、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項を掌り、その施行に關する事項については、勞働基準局長及びその下級の官廳の長に報告を行ふとともに、勞働基準局長が、その下級の官廳に對して行ふ指揮監督について援助を與える。
- 婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し勞働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閲覧せしめることができる。
- 第一百一條第一項及び第四項並びに第一百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行ふ調査の場合に、これを準用する。
- 第二百十條第一號中「第一百五條乃至第九條」を「第一百五條」に改める。

(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)乃至第九條に改め、同條第四號中「第一百一條を第百一條(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)」に、「勞働基準監督官」を「勞働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

七月二十五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、昭和二十年度歳入歳出總決算  
一、昭和二十年度特別會計歳出決算  
一、昭和二十年度歳入歳出決算検査報告

七月二十五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、建設省の設置に關する陳情(第八十三號)  
一、建設省の設置に關する陳情(第八十六號)  
一、建設省の設置に關する陳情(第九十三號)  
一、建設省の設置に關する陳情(第百三號)

(陳第八十三號)昭和二十二年七月九日受理  
建設省の設置に關する陳情  
静岡縣會三上議長外九件  
この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同じである。

(陳第八十六號)昭和二十二年七月十日受理  
建設省の設置に關する陳情  
池元愛媛縣土木部長外二十六件  
この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同じである。

- 第十條 勞働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害豫防の調査研究及び工場事業場における災害豫防に關する技術者の養成訓練を掌らしめる。
- 第十一條 勞働省の部局、機關及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 第十二條 船員の勞働に關する行政の重要事項について、勞働省の所管行政との連絡統一を圖るため、勞働省に、勞働省部内及び運輸兩省部内の關係官を以て組織する船員勞働連絡會議を置く。
- 第十三條 船員勞働連絡會議について必要な事項は、勞働大臣が運輸大臣と協議して、これを定める。

- 附則  
第十三條 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。
- 第十四條 厚生省官制の一部を次のように改正する。
- 第一條中「、勤務を創り、」(社會保險)の下に「(勞働省)ノ所管ニ屬スル事項ヲ除ク」を加える。

- 第七條 削除
- 第七條ノ二及び第七條ノ三を削る。
- 第八條第一號中「國民健康保險及勞働者災害扶助責任保險」を「及國民健康保險」に改める。
- 第二十三條 削除
- 第十五條 勞働基準法の一部を次のように改正する。
- 第一百條ノ二 勞働省の婦人少年局長は、勞働大臣の指揮監督を受け、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釋に關する事項を掌り、その施行に關する事項については、勞働基準局長及びその下級の官廳の長に報告を行ふとともに、勞働基準局長が、その下級の官廳に對して行ふ指揮監督について援助を與える。
- 婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し勞働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閲覧せしめることができる。
- 第一百一條第一項及び第四項並びに第一百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行ふ調査の場合に、これを準用する。
- 第二百十條第一號中「第一百五條乃至第九條」を「第一百五條」に改める。

(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)乃至第九條に改め、同條第四號中「第一百一條を第百一條(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)」に、「勞働基準監督官」を「勞働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

七月二十五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、昭和二十年度歳入歳出總決算  
一、昭和二十年度特別會計歳出決算  
一、昭和二十年度歳入歳出決算検査報告

七月二十五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、建設省の設置に關する陳情(第八十三號)  
一、建設省の設置に關する陳情(第八十六號)  
一、建設省の設置に關する陳情(第九十三號)  
一、建設省の設置に關する陳情(第百三號)

じである。

(陳第九十三號)昭和二十二年七月十二日受理

建設省の設置に關する陳情

内務省關東土木建設技術協會外

十九名(外十九件)

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同じである。

(陳第三百三號)昭和二十二年七月十二日受理

建設省の設置に關する陳情

岡山縣緊要國道改良期成同盟會

長 岡山市長田中ヒロミチ外十

六名(外十六件)

この陳情の趣旨は、陳第三十六號と同じである。